健康保険証廃止に伴う取扱いについて

健康保険証廃止に伴い、原則マイナ保険証へ移行されます。

2024年11月時点での厚生労働省の通知等の情報に基づき、健康保険証廃止に伴う取扱いについて作成しております。

新たな通知等が出た場合は、随時情報を更新して参ります。

マイナ保険証への移行概要

・国の決定により2024年12月2日より健康保険証の新規交付、再交付ができなくなります。

医療機関などへの受診は「マイナ保険証」*1を利用していただくことになります。

*1 健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードのこと

なお、廃止日前に有効な健康保険証を所有している場合は、2025年12月1日までは、経過措置期間として、

現行の健康保険証を使用することができます。

・2024年7月25日以降に新規加入の被保険者・被扶養者には、2024年12月2日以降に

ご自身の健康保険の資格情報を確認することができる「資格情報のお知らせ」を発送します。

・マイナ保険証によるオンライン資格確認(医療機関等の受診)を受けることができない場合は、

申請により医療機関等への受診に利用できる「資格確認書」を交付します。

※現行の保険証をお持ちの方には資格確認書は交付しません。

マイナンバーカードをお持ちでない方等へは健康保険証の経過措置期間が終了する前(2025年11月末)までに、健康保険組合で資格確認書が必要と判断された対象者に職権で発行します。

	使康保険証 # # # # # * (##### * * * * * * * * * * *	マイナ保険証	(第四回日本日本) (第四回日本日本) (第四回日本日本) (第1回日本日本) (第1回日本日本) (第1回日本日本) (第1回日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	資格情報のお知らせ
形状	カード	マイナンバーカード	八ガキ型	紙
	①2024年12月1日以前の資格取 得者 かつ ②2024年11月25日までに申請書 が到着したかた(申請に不備・記載漏 れがない場合に限る)	お住まいの市区町村へ お問合せください。	オンライン資格確認を受けることができない方 ない方 ※現行の健康保険証をお持ちの方は 交付できません。	①2024年7月25日以降の新規加入者かつ②オンライン資格確認システムへの登録が完了した方
取得方法	2024年11月25日までに 申請書が当組合に到着	マイナンバーカードの入手後、 本人が保険証利用登録をする	・交付申請書にて申請 ・職権で発行 ※「資格確認書について」をご参照く ださい	資格取得後、オンライン資格 確認システムへのデータ登録 が完了後、送付
使用目的	医療機関を受診するとき ①②の方は2025年12月1日まで 使用可	医療機関を受診するとき	オンライン資格確認を受けることができない方が医療機関等を受診するとき	健康保険の資格情報の把握やマイナ保険証のみで受診が難しい場合(医療機関・薬局にカードリーダーがないと時や不具合でカードリーダーが使用できない時*マイナ保険証と併せて提示
有効期限	経過措置期間終了まで (2025年12月1日)	マイナンバーカードの有効期限	長期:3年目の8月末日 短期:3ヶ月(マイナンバーカード更新中等) 短期:1ヶ月(個人番号が取得できない場合)	資格を喪失するまで
返却	2025年12月1日以前の資格喪失 の場合	_	資格喪失日が有効期限前の場合	_

■オンライン資格確認とは

事業主からの届出を受けて、健康保険組合が国の中間サーバーへ加入者情報を登録することで

オンライン資格確認システムに自動連携され、医療機関が健康保険の資格情報を(保険の種類や有効期限など) を確認ができる仕組みです。



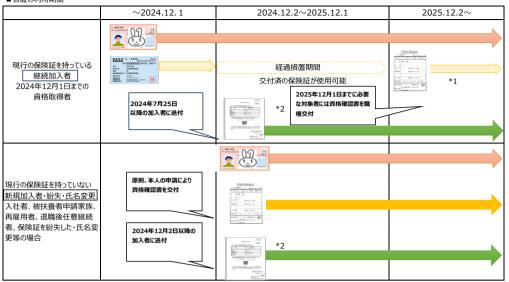






※届出を元に健康保険組合がマイナンバーの登録が完了するまでは、マイナ保険証での受診はできません。

■各証の利用期間



- *1有効期限あり
- *2オンライン資格確認システムへのデータ登録が完了した方

健康保険証について

- ■健康保険証の交付
- ・資格取得届、被扶養者異動届、氏名変更、健康保険証再交付申請等の健康保険証の発行を伴うすべての申請について、2024年12月2日から発行されません。
- 具体的には2024年11月25日までに健康保険組合に到着した申請までは健康保険証を交付します。
- ただし、申請に不備や記入漏れがないものになります。
- ・資格取得日が2024年12月2日以降となる健康保険証は、交付することができません。

		申請到着日		
		~2024年11月25日	2024年11月26日~	
資格取得日	~2024年12月1日	保険証を発行する	保険証を発行しない	
	2024/12/2~	保険証を発行しない	保険証を発行しない	

■経過措置について

健康保険証は、2024年12月2日に廃止されますが、廃止後1年間(2025年12月1日まで)は、経過措置期間として、現行の健康保険証を使用することができます。

■健康保険証を失くした・氏名変更等の場合

2024年12月2日以降に健康保険証を紛失した・氏名変更をした場合は、マイナ保険証をご利用ください。

またマイナ保険証をお持ちの方はマイナポータル上で最新の資格情報を確認することができるので、更新された内容は

そちらをご確認ください。スマホ等をお持ちでなく、資格情報を確認できない場合は、2024年12月2日以降、ホームページより再交付申請書をダウンロードして、事業所経由で申請書を提出してください。なお、マイナ保険証をお持ちでない方については、申請により「資格確認書」を交付します。ホームページより申請書をダウンロードをして、事業所経由で申請書を提出してください。

■健康保険証の返却

- ・健康保険証経過措置終了(2025年12月1日)までの間に資格喪失する場合は、健康保険証を返却してください。
- ・経過措置終了後については、健康保険証の返却は不要となります。

資格情報のお知らせについて

■資格情報のお知らせの交付

2024年7月25日以前に加入済の方には8月末日に一斉交付済。

2024年7月25日以降に加入の方かつオンライン資格確認に登録が完了した方に

以下の3つの目的で資格情報のお知らせを交付します。

- 1. 新規取得時等に健康保険の資格情報を把握するため
- 2. 当組合での資格取得の手続き及びオンライン資格確認(医療機関等の受診) 手続きが完了したことをお知らせするため
- 3. オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等を受診する場合等、マイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証とともに使用することで保険診療を受けることができる。

交付方法については、事業主経由で交付いたします。任意継続加入者へは、健康保険組合より直送します。

- ●資格情報のお知らせがお手元に届くとマイナ保険証を利用してオンライン資格確認(医療機関等の受診)が可能となります。
- ●資格情報のお知らせがお手元に届くまでお時間がかかります。(約2週間) 届出の記載に不偏がある場合や、添付書類が不足している等が登録ができず、手続きが止まってしまいます。届出には住民票やマイナンバーに記載されている正確な氏名(漢字・カナ)、性別、生年月日、住所を記載してください。
- ●資格情報のお知らせが届く前でもマイナポータルより健康保険の資格情報が確認できましたら、オンライン資格確認(医療機関等の受診)が可能となります。



※被保険者資格等をマイナポータル画面やダウンロード画面で確認する方法

【手順1】マイナポータルヘログイン後トップページから、健康保険証を検索する。

ホーム | マイナポータル (myna.go.jp)



【手順2】マイナポータルの画面を確認する。

健康保険証についての画面が表示されます。

なお【端末に保存】のボタンを押下することで、PDFデーターをダウンロードすることができます。



【手順 3 】ダウンロード画面を確認する。

ダウンロード画面をスマホ等のモバイル端末に保存しておくことで、マイナポータルに都度ログインして、

マイナポータルの画面を確認する手間がかかりません。



■資格情報のお知らせの利用

- ・資格情報のお知らせのみでは医療機関などの受診はできません。
- ・資格情報のお知らせには有効期限はありません。
- ・資格情報のお知らせを紛失した場合には再交付が可能です。申請書はホームページの「資格情報のお知らせ」の再交付を申請するとき」よりダウンロードしてください。 なお、医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルヘアクセスするごとで参照することが可能です。(申請書QRコードからアクセスください。) 医療保険の資格情報画面は、マイナポータルのダウンロード機能を用いることであらかじめスマートフォンなどに登録しておくことができます。

医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合は、資格情報のお知らせ(紙)を携帯することは必須ではないため、紛失したとしても再交付の申請は不要です。

資格確認書について

マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードは取得しているが健康保険証の利用登録をされていない方等。

マイナ保険証による資格確認ができない方が医療機関などを受診する際に利用することになります。

下記交付対象者ABに該当し、交付を希望される方は、交付申請書を事業主へ提出してください。事業主経由で交付いたします。

交付申請書はホームページの「資格確認書」の交付・再交付を申請をするときよりダウンロードしてください。

オンライン資格確認を受けることできない交付対象者

申請	Α	マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
	В	マイナン保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して、資格確認を保護する必要がある者
職権交付	С	マイナンバーカードを取得していない者
	D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録を行っていない者
	E	マイナ保険証の利用登録解除を申請した者(登録利用解除者)
	F	マイナンバーカードの電子証明書の期限切れの者
	G	マイナンバーカードの返納者

健康保険資格確認書 有效期限 ****** 0 6 1 3 7 9 1 3

(1)2024年11月末までに健康保険が交付済の方









マイナンバーカードの未取得/返納済 もしくは健康保険証利用登録が未対応 健康保険証利用登録を解除



2025年11月末までに対象者へ資格確認書を職権で送付予定 申請は不要※保険証の経過措置期間中、資格確認書は発行されません。



(2)2024年11月末までに健康保険証が交付済だが、滅失・毀損した方、氏名変更した方等



有効な保険証を持っていたが、 滅失・毀損、氏名変更等



マイナンバーカードの未取得/返納済 もしくは健康保険証利用登録が未対応 健康保険証利用登録を解除



事業所経由で申請書を提出してください。

資格確認書を送付します。



交付手続きに1~2週間要します。マイナンバーカードを お持ちの方は利用登録手続きをおすすめします。

(3)2024年12月1以降に加入の本人(入社者・転籍者・定年再雇用、その家族)

入社者·再雇用·転籍者、 その家族





マイナンバーカードの未取得/返納済 もしくは健康保険証利用登録が未対応 健康保険証利用登録を解除



手続き時に交付希望してください。資格確認書を送付します。 事業所の案内に従ってください。



(4)2024年12月1日以降、退職後任意継続者、その家族

退職後任意継続者、その家族





マイナンバーカードの未取得/返納済 もしくは健康保険証利用登録が未対応 健康保険証利用登録を解除



オンライン資格確認を受けることができない交付対象者ABに該当する場合、申請書を提出してください。 交付対象者C~Gに該当する場合、職権で発行する為、申請は不要です。



■資格確認書の利用

・資格確認書には、有効期限が設定されます。

発行理由	有効期限	様式
マイナンバーカードを取得していない		
マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録をしていない		
イナ保険証の利用登録を解除した 例: 交付日2024年12月2日		ハガキサイズ
マイナンバーカードの電子証明期限が切れた	▼ 2027年8月31日まで	
マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある		
マイナンバーカードを紛失、更新中、新規作成中(出生等)の方	発行から3ヶ月	A4
資格取得時に個人番号が取得できない	発行から1ヶ月	A4

・資格確認書を紛失した場合、再交付申請が可能です。申請書はホームページの「資格確認書」の交付・再交付を申請するときよりダウンロードしてください。 申請書は事業所経由で提出をしてください。

■ 資格確認書の返却期限

資格確認書の有効期限前に資格喪失する場合は、返却が必要となります。紛失等で返却できない場合は滅失届を提出してください。 有効期限以降に喪失する場合は、返却は不要となります。